

令和元年度 第三者行為求償事務研修会

令和元年 11 月 20 日

令和元年11月20日(水)13時15分から、奈良県市町村会館8階大研修室において、市町村、国保組合、広域連合の求償担当者54名が参加する中、第三者行為求償事務研修会を開催した。

【研修内容】

最初に、当会保険者支援課長の坂口より第三者行為求償事務は医療費適正化の観点からも重要な取り組みとなっており、各保険者での取り組みを引き続き強化していくことが求められているとの挨拶があった。

研修会では、「第三者行為求償の取組強化について」と題し、奈良県医療保険・介護保険局医療保険課医療費適正化推進係の中道主事より令和元年度保険者努力支援制度評価結果(奈良県速報)、努力制度について情報提供2以上の関係機関が2020年度からから2種類以上となった。これまでの消防との連携と併せて、保健所との連携を検討している旨の説明があった。

「負傷原因照会業務についての報告」として、保険者支援課求償係の吉田係長より求償案件の掘り起こしに向け、負傷原因照会書の様式を見直しを行っていること、損保関係6団体との覚書の順守を求めるための要請を行いたいとの報告があった。

今回の研修には厚生労働省から委嘱を受けている第三者行為求償アドバイザーの宮井 昭治さんを講師に迎え「第三者行為求償事務の実務」について講演を行っていただいた。

宮井アドバイザーからは、管理職を含め担当職員がきちんと問題意識をもっているかが重要であり、きちんと保険財政の安定と負担の公平性を確保しないといけないことを意識して業務にあたってほしい、求償案件の掘り起こしについても、傷病届は自発的に提出する確率は低いいため被保険者へ事故状況等を確認し、傷病届提出の励行していただきたいと助言があった。

最後に、第三者行為事務は多岐にわたるので、国保連合会の求償専門員や私たち求償アドバイザーを活用していただき日々の求償業務に役立ててほしいと締めくくられた。

